

許可番号 許1704001017

許可年月日 平成29年12月20日

監 理 団 体 許 可 証

法人の名称 さくら協同組合

住所 東京都港区浜松町一丁目2番17号 ストックベル浜松町1102号室

法人の種類 中小企業団体

事業所の名称 さくら協同組合

事業所の所在地 東京都港区浜松町一丁目2番17号 ストックベル浜松町1102号室

許可の別 一般監理事業 ・ 特定監理事業

有効期間 令和4年12月20日から

令和11年12月19日まで

取扱職種の範囲等 別紙のとおり

許可の条件 別紙のとおり

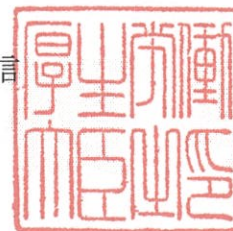
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第23条第1項の許可を受けた監理団体であることを証明する。

令和4年12月13日

法務大臣 齋藤 健



厚生労働大臣 加藤 勝信



事業所枝番号

令和5年3月7日

監 理 団 体 許 可 条 件 通 知 書

さくら協同組合 殿

法 務 大 臣 齋 藤



厚 生 労 働 大 臣 加 藤 勝



平成 29 年 12 月 20 日 付 け 許 可 番 号 許 1704001017 に よ る 貴 殿 に 対 す る 許 可 に つ い て は、 下 記 の 理 由 に よ り 次 の 許 可 条 件 を 付 し て 行 い ま す。

な お、 こ の 処 分 に 不 服 の あ る と き は、 処 分 の あ っ た こ と を 知 っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 3 か 月 以 内 に、 法 務 大 臣 及 び 厚 生 労 働 大 臣 に 対 し て 審 査 請 求 を す る こ と が で き ま す。

こ の 処 分 に つ い て は、 審 査 請 求 の ほ か、 こ の 処 分 の あ っ た こ と を 知 っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 6 か 月 以 内 に、 国 を 被 告 と し て (訴 訟 に お い て 国 を 代 表 す る 者 は 法 務 大 臣 と な り ま す。)、 処 分 の 取 消 し の 訴 え を 提 起 す る こ と が で き ま す。 な お、 審 査 請 求 を し た 場 合 に は、 処 分 の 取 消 し の 訴 え は、 そ の 審 査 請 求 に 対 す る 裁 決 が あ っ た こ と を 知 っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 6 か 月 以 内 に 提 起 す る こ と が で き ま す。

た だ し、 上 記 の 期 間 が 経 過 す る 前 に、 こ の 処 分 (審 査 請 求 を し た 場 合 に は、 そ の 審 査 請 求 に 対 す る 裁 決) が あ っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 1 年 を 経 過 し た 場 合 は、 審 査 請 求 を す る こ と や 処 分 の 取 消 し の 訴 え を 提 起 す る こ と が で き な く な り ま す。 な お、 正 当 な 理 由 が あ る と き は、 上 記 の 期 間 や こ の 処 分 (審 査 請 求 を し た 場 合 に は、 そ の 審 査 請 求 に 対 す る 裁 決) が あ っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 1 年 を 経 過 し た 後 で あ っ て も 審 査 請 求 を す る こ と や 処 分 の 取 消 し の 訴 え を 提 起 す る こ と が 認 め ら れ る 場 合 が あ り ま す。

(許 可 条 件)

- 1 実 習 監 理 を す る 団 体 監 理 型 技 能 実 習 の 取 扱 職 種 は、 適 切 か つ 効 果 的 に 技 能 等 の 修 得 等 を さ せ る 観 点 か ら の 指 導 を 担 当 す る 技 能 実 習 計 画 の 作 成 指 導 者 が 在 籍 す る 職 種 の 範 囲 に 限 る。
- 2 外 国 人 の 技 能 実 習 の 適 正 な 実 施 及 び 技 能 実 習 生 の 保 護 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 (平 成 28 年 法 務 省 ・ 厚 生 労 働 省 令 第 3 号) 第 29 条 第 2 項 又 は 第 52 条 第 1 号 若 し く は 第 16 号 の 規 定 に 基 づ き、 法 務 大 臣 及 び 厚 生 労 働 大 臣 が 特 定 の 職 種 及 び 作 業 と し て 指 定 し て い る 職 種 及 び 作 業 を 除 く。
- 3 実 習 監 理 を す る 団 体 監 理 型 技 能 実 習 生 の 国 籍 は、 相 談 体 制 が 構 築 さ れ た 国 籍 の 範 囲 に 限 る。

記

(理 由)

外 国 人 の 技 能 実 習 の 適 正 な 実 施 及 び 技 能 実 習 生 の 保 護 を 図 る た め、 実 習 監 理 を す る 団 体 監 理 型 技 能 実 習 の 取 扱 職 種 に つ い て 監 理 団 体 が 技 能 実 習 計 画 を 作 成 指 導 す る こ と が で き る 範 囲 に 限 定 す る と と も に、 実 習 監 理 を す る 団 体 監 理 型 技 能 実 習 生 の 国 籍 に つ い て 監 理 団 体 が 相 談 応 需 体 制 を 整 備 し て い る 範 囲 に 限 定 す る た め。